新

(参加者自己分と顧客預託分の別の通知)

- 第17条 参加者は、毎営業日の業務開始時に、前営業日における参加者口座の預託株券の株式につき、規程第24条第2項第2号に規定する参加者自己分と顧客預託分の別を、ファイル伝送により機構へ通知しなければならない。ただし、参加者の区分口座が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該参加者は当該区分口座に係る参加者自己分と顧客預託分の別を通知することを要しない。
 - (1) 参加者の区分口座のうち、参加者自己分と 顧客預託分の別を区分口座ごとに管理してい るときの当該区分口座
 - (2) 区分口座の預託目的が、第 9 条第 2 項第 1 号に規定する自己分又は決済口であるときの 当該区分口座
- 2 参加者は、システム障害その他のやむを得ない 事由により前項本文の業務開始時における通知 に遅延が生じた場合は、同項に規定する参加者 自己分と顧客預託分の別を、当該遅延の事由が 除去された後直ちに、ファイル伝送により機構 へ通知しなければならない。
- 3 参加者は、前 2 項の通知に誤りがあった場合は、 当該通知の訂正を、遅滞なく、ファイル伝送又 は統合Web端末により行わなければならな い。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 26 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日(以下「改正規定施行日」という。)において改正後の第 17 条第 1 項本文の規定による通知(以下「ファイル伝送による通知」という。)を行わないものとして機構が認めた参加者については、機構が定める日までの間においては、なお従前の例による。

旧

(参加者自己分と顧客預託分の別の通知)

第17条 参加者は、毎営業日の業務開始時に、前営業日における参加者口座の預託株券の株式につき、規程第24条第2項第2号に規定する参加者自己分と顧客預託分の別を、所定の参加者自己分通知書により機構へ提出しなければならない。ただし、第10条第1項第4号の届出をした参加者及び参加者自己分と顧客預託分の別を区分口座ごとに管理している参加者は、当該通知書の提出を要しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 前項の参加者のうち、改正規定施行日後においてファイル伝送による通知が可能であると機構が認めた参加者については、機構が認める日から改正後の第17条の規定を適用する。